

2015年10月15日
全国港湾15発第20号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長・委員長

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



**JAL 不当労働行為事件(行政訴訟)の最高裁への上告棄却を勝ち取る団体署名
及び定例の宣伝行動、本社行動の取り組みについて**

JAL 不当労働行為裁判においては、2014年8月の東京地裁、2015年6月の東京高裁での勝利判決が決まった。6月の高裁判決では、整理解雇撤回要求に向けた争議権投票において、更生管財人が行った「争議権を確立すれば3500億を出資しない」という発言は不当労働行為であると、明快に断定する判決が下された。

この判決に対し、日本航空は地裁、高裁と行政裁判に敗訴したにも拘わらず、行政命令に従うこともなく、最高裁へ上告した。原告団は直ちに、政府、財界がめざす“解雇自由な社会”を許さず、「日本航空は不当解雇を撤回し、165名を職場に戻せ！不当解雇撤回まで決して諦めずたたかいます」との方針・見解を発表し、当該労組(乗員組合とCCU)と共に取り組みを強めている。

このJAL 不当行為裁判を最高裁において完全勝利することは、不当解雇撤回を早期に解決させるうえで非常に重要な取りくみになります。ついては、標記課題に関して、各単組・地区港湾は、下記の取り組みを進めるよう指示する。

記

1. 最高裁判所宛の上告棄却を求める団体署名の取り組み

(1) 取り組み期間は、11月30日を第1次締め切りとして、最終締め切りは後日連絡する。

集約した団体署名は全国港湾書記局に郵送等で届けられたい。

(2) 取り組み方法

- ① 地区港湾を単位として取り組むこととし、地区港湾は、別紙署名用紙を増刷りし、地区港湾・地方本部・地方連合会・単位組合・支部・分会などあらゆる産別構成団体の団体署名に取り組むこと。
- ② 各単組は、取り組みが前進するよう縦指示を取り組み、本部の団体署名と地区港湾組織のない地域をカバーする団体署名の取り組みを進めること。

2. 宣伝行動の取り組み指示

(1) 全国一斉宣伝行動(JR品川駅港南口宣伝行動)

- ① 日時 10月29日(木)18:00~19:00
11月30日(金)18:00~19:00

② 動員 各単組は、2名以上の動員に取り組むこと。

(2) デモ及び日航本社包囲行動(聖蹟公園～日航本社)

- ① 日 時 11月12日(木)17:30～19:00
- ② 集 合 品川聖蹟公園 17:30 集合、18:00 デモ出発～日航本社まで
- ③ 動 員 各単組2名以上、東京港/5名、川港/2名、全横浜/3名

3. 動員について

- (1) 全国一斉宣伝行動と本社前行動は毎月1回実施しますので、各単組は計画的に準備されたい。京浜3港の動員については都度指示することとする。
- (2) 動員費は毎月月末に実施日と参加者氏名を書記局まで、連絡の事。動員費は、日当(2,000円+交通費)とする。

以 上

<添付> 署名活動のお願いと署名用紙